

平成23年7月8日

川崎鶴見臨港バス株式会社

## 運輸安全マネジメントに関する取り組み

臨港バスグループにおいては、輸送の安全を確保するため、以下のとおり全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

### 1、輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、営業所における安全に関する声および意見に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Act）を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

### 2、輸送の安全に関する目標及び自動車事故報告規則第2条に係る事故統計

- (1) 平成22年度の輸送の安全に関する目標は「重大事故50%削減」及び「車両故障50%削減」としておりましたが実績は以下の通りです。
  - ① 重大事故 5件（前年対比+1件）
  - ② 車両故障 22件（前年対比+4件）
- (2) 平成23年度の輸送の安全に関する目標  
「重大事故50%削減」  
「車両故障50%削減」

### 3、輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的かつ効率的に行なうよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育については、具体的な計画を策定し、これを確実に実施いたします。

- (6) 管理の受委託にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

#### 4、輸送の安全に関する計画

##### (1) 教育計画

年間計画を作成し、全乗務員の運転状況を実査するとともに、営業所単位で運行管理者による乗務員の教育指導を行ないます。また、本社において、全営業所の管理者による事故防止会議を実施するほか、外部講師による管理者教育・乗務員教育を実施いたします。

##### (2) 安全運動

春の全国交通安全運動他の下記の運動期間に合わせ、各所轄の警察署から交通総務の係官を講師として招き、事故防止に努めてまいります。

- ① 春の全国交通安全運動（4月初旬）
- ② 夏の交通事故防止運動（車内事故防止キャンペーン）（7月）
- ③ 秋の全国交通安全運動（9月下旬）
- ④ 年末・年始自動車輸送安全総点検運動（12月中旬～翌年1月上旬）

##### (3) 設備投資

- ① 車両については、低公害・安全・バリアフリーに対応した新型車を導入してまいります。
- ② 乗務員の自己管理能力を向上させるため、ドライブレコーダーを、随時改良型に代替えしつつ、映像を活用しながらヒヤリ・ハットの解析に努め、事故防止に役立ててまいります。

##### (4) 安全対策会議

本社部門と現業部門による意見交換等を含めた会議を開催し、情報の共有化を図り、全社をあげて事故防止に努めてまいります。

#### 5、輸送の安全に関する教育及び教育計画

##### ・経営者、現業部門

経営者、本社役職者、現業部門（グループ会社の代表者含む）の代表者によるグループ経営会議を毎月開催し、情報の共有化を図り輸送の安全性の向上に努めてまいります。

##### ・経営管理部門

安全マネジメント態勢のコンセプト等を十分理解するために必要な教育を行ないます。

##### ・運行管理者

外部講師による一般法令講習会や管理者講習、自動車事故対策機構の運行管理者等一般講習、各営業所における管理者会議を開催し、輸送の安全性向上に努め、運行管理者の人材育成を図ってまいります。

## ・乗務員

年間教育実施計画に従い、全乗務員に対して2ヶ月に1回、乗務員懇談会を開催し、月別の実施項目について徹底・強化を図っている他、本社において、危険予知トレーニングなどによる事故防止に関する教育、及び、乗客サービスの向上に関する教育等を定期的実施し、質的向上を図っております。また、全国交通安全運動開催中の講習会等を含め、本社部門から各営業所に出向き、運行管理状況を把握のうえ、指導を行ない輸送の安全性向上に努めてまいります。(外部講師も依頼)

## 6、輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

- (1) 安全統括管理者が、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を行います。また、重大事故、災害が発生した場合、又は同種の事故・災害が繰り返し発生した場合、その他必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を行いません。
- (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合に、その結果に改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに会社役員に報告するとともに、必要に応じ輸送の安全の確保のための方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じてまいります。

## 7、輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全性の向上を目的として取り組んだ「新車購入、車両修繕費および安全装置の設置など」を金額に示しますと、次のとおりとなります。

【平成22年度・・・742,591千円（実績）】

【平成23年度・・・777,088千円（予算）】

## 8、安全統括管理者、安全管理規程

・川崎鶴見臨港バス株式会社

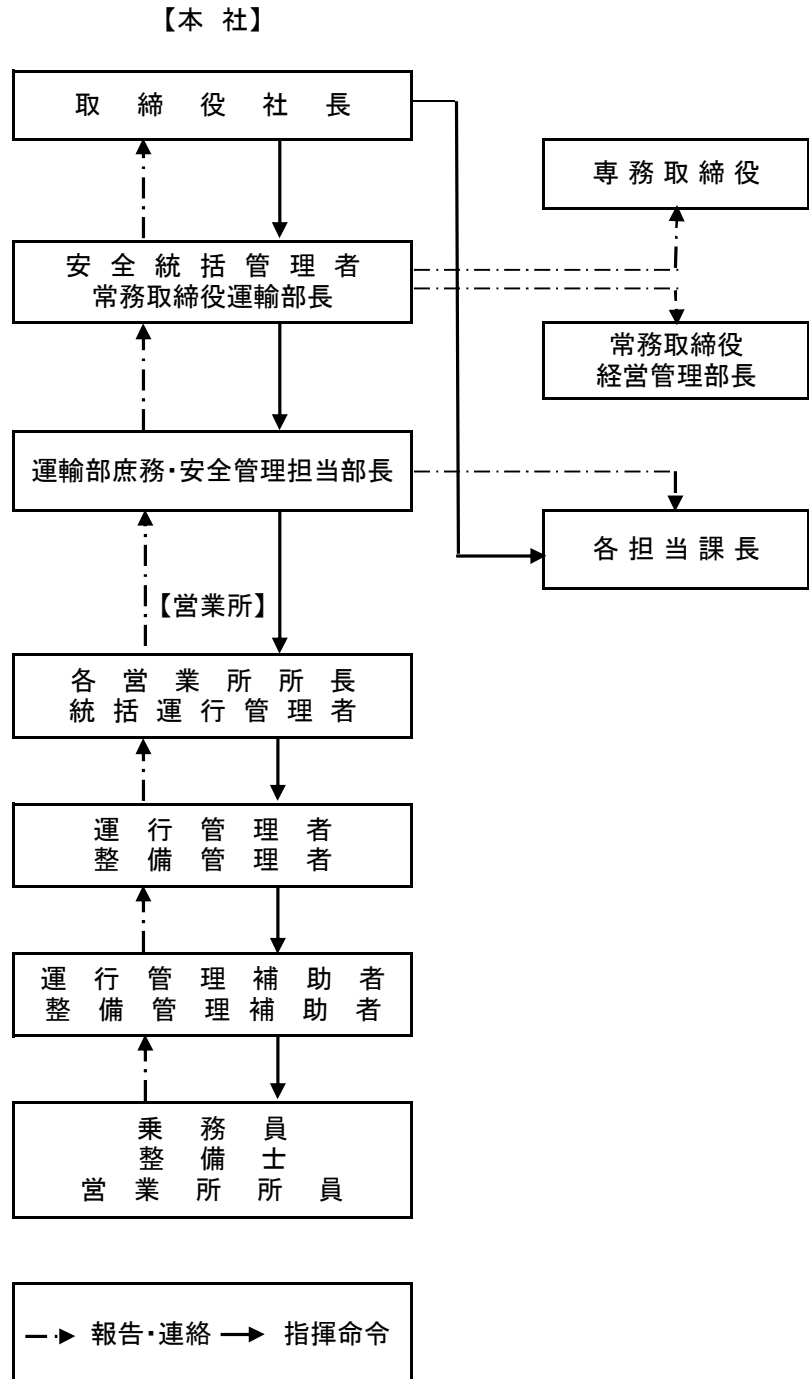
**安全統括管理者** 常務取締役運輸部長 遠藤 治男

※安全管理規程は、別紙のとおりです。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

川崎鶴見臨港バス株式会社

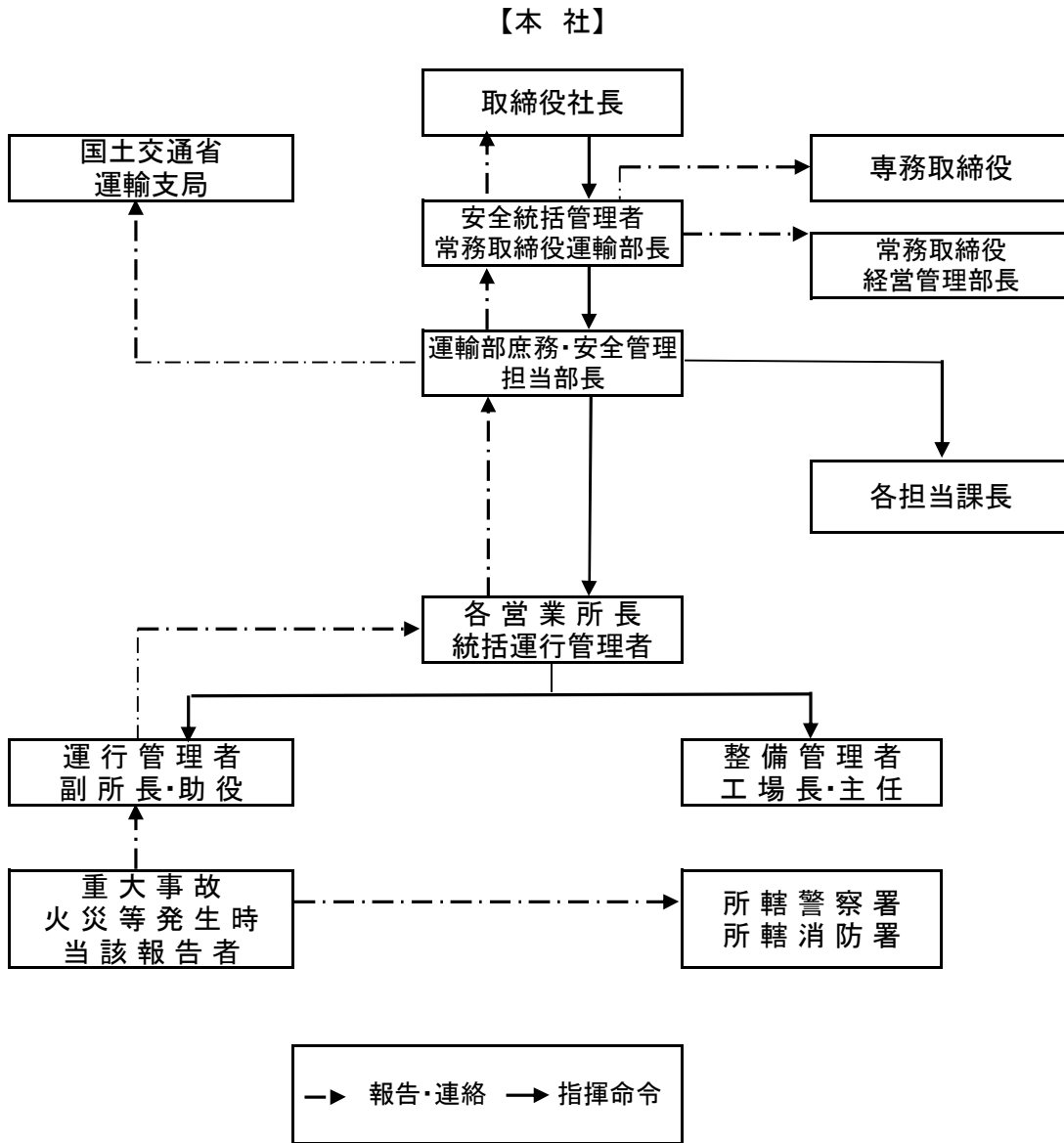
安全管理体制組織図



事故・火災 等に関する報告連絡体制

川崎鶴見臨港バス株式会社

重大事故・災害等発生時の連絡体制図



# 安 全 管 理 規 程

川崎鶴見臨港バス株式会社

# 安全管理規程

平成18年10月1日制定

平成20年6月30日改定

## 目次

### 第1章 総則

### 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 取締役社長（以下「社長」という。）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
  - 3 管理の受委託にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 運行管理者
  - (3) 整備管理者
  - (4) その他必要な責任者
- 2 運輸部課長(管理・車両担当)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保・バス運転に関する事項および使用車両の整備管理に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別表1に定めた組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善について、措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別表2に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第17条 輸送の安全性向上のための施策および取り組み実績、自動車事故報告規則に基づく重大事故速報、その他安全に関する情報について、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 運輸規則47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 第二項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。